

香川県条例第23号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(行為の制限) 第2条 略	(行為の制限) 第2条 略 2 略 3 別表第1に掲げる行為については、第1項の許可を受け、又は前項の協議をすることを要しない。この場合において、その行為をしようとする者は、あらかじめ知事にその旨を通知しなければならない。
(適用除外) 第3条 略	(適用除外) 第3条 別表第2に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。
別表第1（第2条関係） 1 高速自動車国道若しくは道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、 <u>勾配</u> の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為 2~24 略 25 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為 26~33 略	別表第1（第2条関係） 1 高速自動車国道若しくは道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、 <u>勾配</u> の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為 2~24 略 25 <u>有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）による有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為</u> 26 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為 27~34 略

別表第2（第3条関係）

1～11 略

12 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるものの

13 略

(1)・(2) 略

(3) 認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務（放送法第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、増築、改築又は移転

(4) 略

別表第2（第3条関係）

1～11 略

12 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積^{たい}で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの

13 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

(1)・(2) 略

(3) 認定電気通信事業、有線放送電話業務又は有線放送業務（共同聴取業務に限る。以下この表において同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、増築、改築又は移転

(4) 略

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第7条の規定により同法附則第2条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）の規定の適用についてなお従前の例によることとされる同法第3条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。